

(L3) 土木学会認定土木技術者資格制度に関する規程

平成17年5月6日	制 定
平成18年1月20日	一部改正
平成18年11月17日	〃
平成20年3月19日	〃
平成20年6月20日	〃
平成23年3月18日	〃
平成23年11月18日	〃
平成26年9月26日	〃

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人土木学会が、専門的能力と技術者倫理を有する土木技術者を認定し、これを社会に対し責任を持って明示することを目的とする「土木学会認定土木技術者資格制度」（以下「本制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(資格の名称と資格に要求される専門的能力)

第2条 本制度における資格の名称は、特別上級土木技術者資格、上級土木技術者資格、1級土木技術者資格および2級土木技術者資格とする。

2 それぞれの階層の資格に要求される専門的能力は以下のとおりとする。

- (1) 「特別上級土木技術者資格」；経験によって培われた高い倫理観、専門分野における高度な知識および豊富な経験に基づく広範な見識により、日本を代表する技術者として土木界さらには社会に対して、多面的に貢献できる能力。
- (2) 「上級土木技術者資格」；複数の専門分野における高度な知識、あるいは少なくとも1つの専門分野における豊富な経験に基づく見識を有し、重要な課題解決に対してリーダーとして任務を遂行する能力。
- (3) 「1級土木技術者資格」；少なくとも1つの専門分野における高度な知識を有し、自己の判断で任務を遂行する能力。
- (4) 「2級土木技術者資格」；土木技術者として必要な基礎知識を有し、与えられた任務を遂行する能力。

(資格分野)

第3条 本制度では、現在の技術者の業務範囲と将来の技術者像を考慮し、資格分野を設定する。

2 上級土木技術者資格および1級土木技術者資格については、技術者の特性に合わせて2つのコースを設定する。

- (1) コースA：実務経験のみならず筆記試験による分析的、総合的能力に関する評価に重点を置いたコース。
- (2) コースB：実務経験に関する具体的な自己申告とそれに対する口頭試問による実務経験能力に関する評価に重点を置いたコース。

3 資格分野は、別表－1のとおりとする。

(受験資格および登録要件)

第4条 本制度では、第2条で定められた資格の階層に相応しい能力を確保するために、2級土木技術者資格を除き、受験には所定の実務経験年数を必要とし、別表－2のとおりとする。

(審査および認定)

第5条 本制度では、各資格における能力審査の方法は別表－3に示すとおりとし、その詳細は第9条に定める委員会が定める。その審査に合格して所定の登録申請を行った者に対して、学

会長名で資格認定証を交付する。ただし、審査の実施時期は別途定める。

- 2 資格認定証の有効期間は、受験した年の翌年4月1日に資格登録要件を満たさない2級土木技術者を除き、受験した年の翌年4月1日からの5年間とする。ただし、第1項の登録申請が遅れ、当該日を越えた場合であっても、資格認定証の有効期間の満了日は変更しないものとする。
- 3 受験した翌年の4月1日に資格登録要件を満たさない2級土木技術者については、資格登録要件を満たした後最も早い年の4月1日からの5年間を資格認定証の有効期間とする。
- 4 審査に合格しても、所定の登録申請を行わない場合には、本制度における土木技術者資格の名称を使用してはならない。
- 5 資格更新年における審査期間は、更新申請手続き中の者に限り資格認定証の有効期間として取り扱う。ただし、資格更新が認定された場合の資格認定証の有効期間の開始日は、4月1日に遡るものとする。
- 6 次に掲げる事項に該当する者は認定することができない。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - (3) 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して二年を経過しない者**(資格の更新)**

第6条 本制度における土木技術者資格を有する者は、資格認定証の有効期間内に所定の継続教育(CPD)を実施した場合に限り、申請により資格の更新を行う。

- 2 資格の更新にあたっては、所定の更新審査を実施するものとする。
- 3 更新審査の実施については別途定めるところによる。

(認定の取り消し)

第7条 本制度における土木技術者資格を有する者が、次に掲げる事項に該当する場合には、第9条に定める委員会の審査により、その認定を取り消す場合がある。

- (1) 第5条6項のいずれかに該当する場合
 - (2) 虚偽の申請に基づいて認定、あるいは更新を受けた場合
 - (3) 認定資格を不正に使用した場合
 - (4) 認定資格に関する業務において重大な過失を犯した場合
 - (5) 土木技術者資格の信用を傷つける行為を犯した場合
- 2 理事会は、第9条に定める委員会の審査結果に基づき審議を行い、認定取り消しに係る決定を行う。
 - 3 認定を取り消すものについては、会長は遅滞なく、理由を付しその旨を通知するものとする。

(受験料等の徴収)

第8条 本制度を運営するために、受験者から所定の受験料、資格認定を申請する者から資格認定証交付手数料、および資格更新を申請する者から資格更新手数料を徴収する。

- 2 受験料、資格認定証交付手数料、および資格更新手数料の金額および徴収方法については別途定めるところによる。

(委員会の設置)

第9条 本制度における資格審査の実施に必要な事項の審議、並びにその実施のため「土木学会土木技術者資格委員会」を設置する。

- 2 委員長は、技術推進機構の主査理事と機構長の選考に基づき、理事会で選任し、会長が委嘱する。

(事務局)

第10条 本制度の担当部署は技術推進機構とする。

(規則)

第11条 「土木学会土木技術者資格委員会」の規則は別途これを定めるものとする。

(規程の変更)

第12条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則 (平成17年5月6日 理事会議決)	この規程は、平成17年6月1日から施行する。
附則 (平成18年1月20日 理事会議決)	この変更規程は、平成18年1月20日から施行する。
附則 (平成18年11月17日 理事会議決)	この変更規程は、平成18年11月17日から施行する。
附則 (平成20年3月19日 理事会議決)	この変更規程は、平成20年3月19日から施行する。
附則 (平成20年6月20日 理事会議決)	この変更規程は、平成20年6月20日から施行する。
附則 (平成23年3月18日 理事会議決)	この変更規程は、平成23年1月21日から施行する。
附則 (平成23年11月18日 理事会議決)	この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。
附則 (平成26年9月26日 理事会議決)	この変更規程は、平成26年9月26日から施行する。

別表－1 資格分野

特別上級土木技術者	上級土木技術者及び 1級土木技術者 (コースA)	上級土木技術者及び 1級土木技術者 (コースB)
① 鋼・コンクリート ② 地盤・基礎 ③ 流域・都市 ④ 交通 ⑤ 調査・計画 ⑥ 設計 ⑦ 施工・マネジメント ⑧ メンテナンス ⑨ 防災 ⑩ 環境 ⑪ 総合	① 鋼・コンクリート ② 地盤・基礎 ③ 流域・都市 ④ 交通 ⑤ 調査・計画 ⑥ 設計 ⑦ 施工・マネジメント ⑧ メンテナンス ⑨ 防災 ⑩ 環境	① 鋼・コンクリート ② 地盤・基礎 ③ 河川・流域 ④ 海岸・海洋 ⑤ 都市・地域 ⑥ 交通 ⑦ トンネル・地下 ⑧ 橋梁 ⑨ 調査・測量 ⑩ マネジメント ⑪ 防災 ⑫ 環境・エネルギー ※各資格分野には、それぞれの分野における調査、計画、設計、施工、維持管理を含む。

別表－2 各資格の受験に必要な実務経験年数

資格名		必要な実務経験年数
特別上級土木技術者		17年以上
上級土木技術者	コースA	12年以上
	コースB	12年以上
1級土木技術者	コースA	7年以上
	コースB	7年以上
2級土木技術者		1年以上

注 実務経験年数には、大学院に在籍した期間もそれと見なす。

別表－3 能力審査の方法

資格名	筆記試験		面接試験(口頭試問)
	択一式問題	記述式問題	
特別上級土木技術者	－	－	○
上級土木技術者	コースA	○	○
	コースB	－	○
1級土木技術者	コースA	○	－
	コースB	－	○
2級土木技術者	○	－	－